

日本小児血液・がん学会専門医制度施行細則 ver. 5.2

第1条 日本小児血液・がん学会専門医制度施行細則（以下細則という）を定める。

第2条（事務） 専門医制度委員会（以下委員会）の事務は、本学会事務局において行う。

第3条（申請期間） 小児血液・がん専門医（以下、専門医）、小児血液・がん指導医（以下、指導医）、小児がん認定外科医（以下、認定外科医）、小児血液・がん専門医研修施設（以下、専門医研修施設）の申請および更新書類の提出期間は、次の規定による。ただし、施行開始年における申請期間は別途定める。

- 1) 専門医、指導医、認定外科医、専門医研修施設の新規申請は、毎年4月1日から4月30日までとする。
- 2) 専門医、指導医、認定外科医、専門医研修施設の更新申請は、認定期間終了年の前年11月1日から当年3月31日までとする。更新時期の3か月前に、委員会より更新通知を送付するものとする。

第4条（認定資格の発効） 承認された専門医、指導医、認定外科医、専門医研修施設の資格は、4月1日付で発効する。

第5条（専門医認定申請） 小児血液・がん専門医の認定申請にあたっては下記の書類を委員会宛に提出する。

- 1) 専門医認定試験受験申請書（所定の様式）
- 2) 履歴書（勤務施設および職名）。ただし、5年以上の小児科臨床に従事したことを示す内容であること（所定の様式）
- 3) 小児科専門医認定証の写し
- 4) がん治療認定医、または、血液専門医の認定証の写し
- 5) 専門医研修施設における専門医研修修了証明書（所定の様式）
- 6) 研修カリキュラム評価表（所定の様式）
- 7) 研修実績記録（所定の様式） 細則第6条に示す本学会が指定する学会、セミナーへの出席記録（参加証の写しを添付）、これらの合計研修単位は100単位以上であること
- 8) 学術業績リスト（所定の様式） 細則第7条に示す学会発表3件（抄録の写しを添付、筆頭演者としての発表1件以上を含むこと）、および論文リスト3件（論文表紙（表題、著者、所属、要約を含む）の写しを添付、筆頭著者としての論文1編以上を含むこと）
- 9) 臨床経験記録（所定の様式） 細則第8条に定める経験症例30例の一覧とそのうちの15例の個別症例票（各施設の指導医の自筆署名を添えて提出すること）
- 10) 申請料2万円を期日までに所定の口座へ振り込み、領収書の写しを提出すること、既納の申請料は原則として返却しない

第6条（研修単位） 研修実績として認定する学会やセミナー、およびその研修単位は、以下の通りとする。

	出席
本学会学術集会（2回以上必須）	10単位
本学会主催教育セミナー※ ¹	5～10単位
本学会学術集会教育セッション	5単位
日本血液学会学術集会	10単位

日本小児外科学会学術集会	10 単位
日本癌学会	5 単位
日本癌治療学会	5 単位
日本血栓止血学会	5 単位
日本造血細胞移植学会	5 単位
日本輸血細胞治療学会	5 単位
国際小児がん学会 (SIOP)	10 単位
米国臨床腫瘍学会 (ASCO)	5 単位
米国癌学会 (AACR)	5 単位
欧州臨床腫瘍学会 (ESMO)	5 単位
米国血液学会 (ASH)	5 単位
欧州血液学会 (EHA)	5 単位
欧州造血細胞移植学会 (EBMT)	5 単位
その他の小児血液・小児がん関連学会・研究会 ^{※2}	2～5 単位 (国際学会 5 単位)
緩和ケア研修会 (CLIC)	10 単位
小児・AYA 世代のがんの長期フォローアップに関する研修会 (LCAS)	10 単位
LCAS アドバンス	3 単位
CANCER e-LEARNING ^{※3}	1～5 単位
がんプロ履修 (新規申請時のみ)	10 単位

※1：学会主催地区セミナーの新規・更新時の申請単位上限を 50 単位とする。

※2：その他の小児血液・小児がん関連学会・研究会については、別途申請・審査する。

※3：CANCER e-LEARNING1 項目につき 1 単位。

ただし、認定申請・資格更新の際に 5 単位までを実績として認める。

第 7 条 (学術業績：専門医) 学術業績は、細則第 6 条に示す本学会が指定する学会やセミナーでの発表、および peer review system のある雑誌に掲載された論文 (症例報告を含む) を各 3 件ずつ記載する。

2. 学会発表は、直近の 5 年間の小児血液、小児がんに関する学会発表に限る。筆頭演者としての発表を 1 件以上含まなければならない。筆頭演者には誌上発表は含まない。
3. 論文は、直近の 5 年間の血液学・小児腫瘍学に関連した論文に限る。筆頭著者としての論文を 1 件以上含まなければならない。学会抄録は論文には含まない。

第 8 条 (臨床経験：専門医) 診療チームの一員として診断・治療を行った症例のうち重複しない 30 例の症例一覧を所定の様式に記入し、そのうち 15 例を個別症例票に記載する。診療チームの一員とは、診断や治療の方針決定に参加し、治療中に治療指示や病状説明を行った者をいう。経験症例は、直近の 5 年間に限らない。

- 1) 診療チームの一員として入院治療にあたった症例のうち、以下のものを 1 例として算定できる。ただし、腫瘍性疾患については専門医研修施設で経験 (診断および治療) した症例でなければならない。しかし、非腫瘍性血液疾患あるいは造血幹細胞移植については、指導医のもとで経験した症例であれば施設を問わない。

(1) 腫瘍性疾患（造血器腫瘍および固形腫瘍）

- ① 初発未治療患者の診断と治療
- ② 再発患者の再発直後の治療入院
- ③ 終末期

(2) 非腫瘍性血液疾患（先天性・後天性凝固障害、鉄欠乏性貧血を除く赤血球疾患、非腫瘍性白血球系疾患、血小板異常、輸血合併症、免疫不全症など）

- ① 初発未治療患者の診断と治療（外来での研修も含む）
- ② 合併症や特殊治療

例：感染症のための入院、造血幹細胞移植、出血性疾患では手術や外科的治療の止血管理のための入院、免疫学的治療など特殊な治療での入院、外来での止血管理

(3) 同種造血幹細胞移植症例（自身が診療チームの一員として移植治療に直接携わった症例が対象。担当期間外の移植や協力施設での他医による移植は対象外。）

2) 必要経験症例数を以下のように定める。

- (1) 造血器腫瘍 10例以上
- (2) 固形腫瘍 10例以上
- (3) 非腫瘍性血液疾患 5例以上
- (4) かつ上記および同種造血幹細胞移植症例の合計が30例以上とする。

3) 個別症例票の15例には、以下の疾患を各1例以上含めること。ただし、施行開始10年間は付則に定める暫定措置に従うものとする。

急性リンパ性白血病、急性骨髄性白血病、悪性リンパ腫、小児外科腫瘍（神経芽腫、肝芽腫、腎芽腫、胚細胞腫瘍のうち一つ）、骨軟部腫瘍、脳腫瘍、鉄欠乏性貧血を除く赤血球疾患、血小板異常、凝固異常、同種造血幹細胞移植症例

第9条（専門医試験）試験は筆記試験と口頭試問とする。

2. 研修セミナーテキスト、指定教科書を設定し、その内容に準拠した試験とする。
3. 口頭試問は、主に、提出された臨床経験記録の症例について行う。

第10条（専門医認定・認定外科医認定の申請料、認定料、更新料） 専門医認定・認定外科医認定の申請料、専門医・認定外科医の認定料、専門医・認定外科医資格の更新料は、それぞれ2万円とする。既納の申請料、認定料、更新料は原則として返却しない。

第11条（専門医資格の更新申請手続き） 専門医資格更新の申請には、次の書類を委員会宛に提出する。

- 1) 専門医資格更新申請書（様式）
- 2) 研修実績記録（所定の様式）細則第6条に示す本学会が指定する学会、セミナーへの出席記録（参加証の写しを添付）、これらの合計研修単位は100単位以上であること
- 3) 学術業績リスト（所定の様式） 細則第7条に示す学会発表3件（抄録の写しを添付。ただし、筆頭演者としての発表は必ずしも必要としない。）、および論文リスト3件（論文表紙（表題、著者、所属、要約を含む）の写しを添付。ただし、筆頭著者の論文は必ずしも必要としない。）
- 4) 臨床経験記録（所定の様式） 細則第12条に示す経験症例の一覧（各施設の指導医、もしくは専門医研修施設以外では診療科責任者の自筆署名を添えて提出すること）
- 5) 更新料2万円を期日までに所定の口座へ振り込み、領収書の写しを提出すること。

第12条（臨床経験：小児血液・がん専門医資格更新時） 直近の5年間に小児血液疾患または小児がん症例を20例以上経験（診断および治療）していること。経験症例の疾患領域は問わない。なお、公的な中央診断業務等に専任従事している専門医の更新時は、直近の5年間の臨床経験を公的な小児がん業務で振替えることが認められる（対象業務と振替条件は付則に規定）。

第13条（指導医認定申請） 指導医の認定を申請する者は、下記の書類を委員会宛に提出する。

- 1) 指導医認定申請書（様式、本学会専門医認定番号を含む）
- 2) 履歴書（勤務施設および職名）。ただし、10年以上の小児血液および小児がん臨床および研究に従事したことを示す内容であること。
- 3) 推薦書 指導医または暫定指導医2名により署名された指導医推薦書。
- 4) 学術業績リスト（所定の様式） 細則第14条に示す学会発表（抄録の写しを添付）および論文のリスト（論文表紙（表題、著者、所属、要約を含む）の写しを添付）

第14条（学術業績：指導医） 指導医認定に必要な業績は以下のものである。

- 1) 直近の5年間に細則第6条に示す本学会が指定する学会での共同演者を含む発表5回があること。誌上発表は含まない。
- 2) 小児血液、小児がんの臨床または橋渡し研究に関連した、筆頭論文5件があること。論文掲載の時期は問わない。総説も可とする。学会抄録は含まない。

第15条（指導医資格の更新） 指導医資格の更新は、専門医の資格更新手続きと同時にを行うものとし、細則第11条に示す書類に加えて以下の書類を委員会宛に提出する。

- 1) 指導医資格更新申請書（様式）
- 2) 学術業績リスト（所定の様式） 細則第11条3）に示す学会発表3件に加えさらに2件の学会発表リスト（抄録の写しを添付）。

第16条（認定外科医認定申請） 小児がん認定外科医の認定申請にあたっては、下記の書類を委員会宛に提出する。

- 1) 小児がん認定外科医認定申請書（様式）
- 2) 小児外科専門医認定証の写し
- 3) がん治療認定医認定証の写し、もしくは、小児がん認定外科医試験合格証の写し
- 4) 研修実績記録（所定の様式） 細則第6条に示す本学会が指定する学会、セミナーへの出席記録（参加証の写しを添付）、これらの合計研修単位は100単位以上であること
- 5) 学術業績リスト（所定の様式） 小児がんに関する学会発表3件（抄録の写しを添付、筆頭演者としての発表1件以上を含むこと）、および論文リスト3件（論文表紙（表題、著者、所属、要約を含む）の写しを添付、筆頭著者としての論文1編以上を含むこと）
- 6) 臨床経験記録（所定の様式） 細則第17条に示す経験症例20例の一覧と、そのうち腫瘍摘出術3例を含む5例の個別症例票（経験症例は、すべてNCD登録されているものに限る）
- 7) 申請料2万円を期日までに所定の口座へ振り込み、領収書の写しを提出すること。既納の申請料は原則として返却しない。

第17条（臨床経験：認定外科医申請時） 小児がん症例に関する全身麻酔下手術を20例以上経験していること。経験症

例は、直近の5年間に限らない。

- 1) 20例中、執刀医または指導助手として腫瘍摘出術10例、うち5例は悪性腫瘍全摘・亜全摘術を必須条件とする。
- 2) 悪性腫瘍摘出術に準ずる良性腫瘍摘出術を合計5例まで算入することができる。

第18条(小児がん認定外科医試験)試験合格は、筆記試験の合格と、がん治療専門のセミナーの修了を条件とする。

2. 小児がん認定外科医試験は、小児血液・がん専門医試験と同時に、年に1回施行する。
3. 研修セミナーテキスト、指定教科書を設定し、その内容に準拠した試験とする。
4. がん治療専門のセミナーの修了とは、日本がん治療認定医機構教育セミナーの受講証明を以てする。

第19条(認定外科医資格の更新申請手続き) 小児がん認定外科医資格更新の申請には、次の書類を委員会宛に提出する。

- 1) 小児がん認定外科医資格更新申請書(様式)
- 2) 研修実績記録(所定の様式) 細則第6条に示す本学会が指定する学会、セミナーへの出席記録(参加証の写しを添付)、これらの合計研修単位は50単位以上であること
- 3) 学術業績リスト(所定の様式) 直近5年間の小児がんに関する学会発表3件(抄録の写しを添付。ただし、筆頭演者としての発表は必ずしも必要としない。)、および論文リスト1件(論文表紙(表題、著者、所属、要約を含む)の写しを添付。ただし、筆頭著者の論文は必ずしも必要としない。)
- 4) 臨床経験記録(所定の様式) 細則第20条に示す経験症例の一覧(経験症例は、すべてNCD登録されているものに限る)
- 5) がん治療認定医資格を保持していない場合は、付則に定めるがん治療専門のセミナー受講証を提出すること。
- 6) 更新料2万円を期日までに所定の口座へ振り込み、領収書の写しを提出すること。

第20条(臨床経験:認定外科医資格更新時) 直近の5年間に小児がん認定外科医として、小児がん症例に関する全身麻酔下手術を10例以上経験していること。

- 1) 経験症例10例中、執刀医または助手として5例以上の悪性腫瘍全摘・亜全摘術または部分切除・生検を必須条件とする。
- 2) 悪性腫瘍摘出術に準ずる良性腫瘍摘出術を合計3例まで算入することができる。

第21条(小児血液・がん専門医認定研修施設の申請) 小児血液・がん専門医認定研修施設の認定を申請する施設は、以下の書類を委員会宛に提出する。

- 1) 専門医研修施設認定申請書(認定研修施設用)(様式)
- 2) 施設概要書(様式)
- 3) 指導医・暫定指導医在籍証明書(様式)
- 4) 小児がん認定外科医、放射線診断専門医または放射線治療専門医、病理専門医の在籍証明書(様式)
- 5) 診療協力施設証明書(様式)
- 6) 診療実績報告書(様式) 細則第8条1項に示す研修対象疾患(1症例1疾患とする。ただし、造血幹細胞移植はこの限りでない)の直近の3年間(1月~12月)の初発症例の一覧(細則第24条の診療実績を満たすこと)を記載し提出する。
- 7) 研修カリキュラム(様式) 連携施設がある場合は連携施設と共有する研修カリキュラムが作成され公表されていること。

第22条（小児血液・がん専門医関連研修施設の申請）小児血液・がん専門医関連研修施設の認定を申請する施設は、以下の書類を委員会宛に提出する。なお、認定研修施設と関連研修施設の書類は、とりまとめて同時に提出すること。

- 1) 専門医研修施設認定申請書（関連研修施設用）（様式）
- 2) 施設概要書（様式）
- 3) 専門医在籍証明書（様式）
- 4) 放射線診断専門医または放射線治療専門医、病理専門医の在籍証明書（様式）
- 5) 診療協力施設証明書（様式）
- 6) 診療実績報告書（様式） 細則第8条1項に示す研修対象疾患（1症例1疾患とする。ただし、造血幹細胞移植はこの限りでない）の直近の3年間（1月～12月）の初発症例の一覧（細則第24条の診療実績を満たすこと）を記載し提出する。
- 7) 研修カリキュラム（様式） 基幹施設と共有する研修カリキュラムが作成され公表されていること。

第23条（研修カリキュラム）専門医研修施設は、本学会が定める「専門医研修カリキュラム作成要項」に準拠した研修カリキュラムを策定し、専門医研修施設認定申請および更新時に提出する。専門医研修施設群を形成してカリキュラム制の専門研修を行う場合には、認定研修施設と関連研修施設で共有する研修カリキュラムを策定し、専門医研修施設群の認定申請および更新時に提出する。

第24条（診療実績）専門医研修施設は、認定研修施設と関連研修施設のそれぞれにおいて、3年間に下記に示す診療実績がなければならない。初発症例は、すべて本学会の小児がん全数把握登録事業、または、小児血液疾患登録事業に登録されていなければならない。造血幹細胞移植症例は、すべて造血細胞移植登録一元管理プログラムTRUMPに登録されていなければならない。

- 1) 造血器腫瘍初発症例10例以上、または固形腫瘍初発症例10例以上
- 2) 非腫瘍性血液疾患初発症例（先天性・後天性凝固障害、鉄欠乏性貧血を除く赤血球疾患、非腫瘍性白血球系疾患、血小板異常など）の実績があれば合計に加算する。
- 3) 造血幹細胞移植の実績があれば合計に加算する。
- 4) 上記の合計が30例以上とする。

第25条（小児血液・がん専門医認定研修施設の資格の更新手続き）専門医研修施設資格の更新を申請する施設は、以下の書類を委員会宛に提出する。

- 1) 専門医研修施設資格更新申請書（様式）（認定研修施設用）
- 2) 施設概要書（様式）
- 3) 指導医・暫定指導医在籍証明書（様式）
- 4) 小児がん認定外科医、放射線診断専門医または放射線治療専門医、病理専門医の在籍証明書（様式）
- 5) 診療協力施設証明書（様式）
- 6) 診療実績報告書（様式）
- 7) 研修カリキュラム（様式）
- 8) 研修カリキュラム実施証明書（様式）

第26条（小児血液・がん専門医関連研修施設の資格の更新手続き）専門医研修施設資格の更新を申請する施設は、以下の書類を委員会宛に提出する。なお、基幹施設と連携施設の書類は、とりまとめて同時に提出すること。

- 1) 専門医研修施設資格更新申請書（様式）（関連研修施設用）

- 2) 施設概要書（様式）
- 3) 専門医在籍証明書（様式）
- 4) 放射線診断専門医または放射線治療専門医、病理専門医の在籍証明書（様式）
- 5) 診療協力施設証明書（様式）
- 6) 診療実績報告書（様式）
- 7) 研修カリキュラム（様式）
- 8) 研修カリキュラム実施証明書（様式）

付則

1. 本細則は、平成23年4月1日より施行する。
2. (専門医認定申請時の個別症例票の暫定措置) 施行開始10年間は、細則第8条に定める個別症例票の15例には、造血器腫瘍（急性リンパ性白血病、急性骨髄性白血病、悪性リンパ腫のいずれかを3例）、固形腫瘍（神経芽腫、肝芽腫、腎芽腫、胚細胞腫瘍、骨軟部腫瘍、脳腫瘍のいずれかを3例）、非腫瘍性血液疾患（赤血球疾患 {鉄欠乏性貧血を除く}、血小板異常、凝固異常のいずれかを3例）、同種造血幹細胞移植症例1例を含むものとする。
3. (経験症例：専門医、指導医、認定外科医の、申請および更新) 思春期・若年成人（AYA）世代として、初発時年齢20歳以上の小児がん症例を含む。
4. (認定外科医資格の更新申請手続き) がん治療認定医資格を保持していない場合に受講を義務付けられるがん治療の専門のセミナーとは、日本がん治療認定医機構の教育セミナーである。
5. (小児血液・がん暫定指導医申請料・認定料) 小児血液・がん暫定指導医（以下、暫定指導医）の申請料・認定料は各2万円とする。既納の申請料・認定料は原則として返却しない。
6. (暫定指導医の認定申請) 暫定指導医の認定を受けようとする者は下記の書類を委員会宛に提出する。
 - 1) 暫定指導医認定申請書（様式）
 - 2) 小児科専門医の認定証の写し
 - 3) がん治療認定医（暫定教育医を含む）、または、血液専門医の認定証の写し
 - 4) 履歴書（勤務施設および職名）。ただし、10年以上の小児血液および小児がん臨床および研究に従事したことを示す内容であること。
 - 5) 学術業績リスト（所定の様式） 細則第14条に示す学会発表（抄録の写しを添付）および論文のリスト（論文表紙（表題、著者、所属、要約を含む）の写しを添付）
 - 6) 臨床経験記録（所定の様式） 細則第12条に示す経験症例の一覧
 - 7) 申請料2万円を期日までに所定の口座へ振り込み、領収書の写し。
7. (暫定指導医用の専門医・指導医認定申請) 暫定指導医が専門医・指導医の認定申請するときは下記の書類を委員会宛に提出する。
 - 1) 専門医認定試験受験申請書（所定の様式）
 - 2) 指導医認定申請書（所定の様式、本学会暫定指導医認定番号を含む）
 - 3) 小児科専門医認定証の写し
 - 4) がん治療認定医、または、血液専門医の認定証の写し
 - 5) 研修実績記録（所定の様式） 細則第6条に示す本学会が指定する学会、セミナーへの出席記録（参加証の写しを添付）、これらの合計研修単位は100単位以上であること
 - 6) 学術業績リスト（所定の様式） 細則第11条および細則第15条に示す学会発表（抄録の写しを添付）、および論文のリスト（論文表紙（表題、著者、所属、要約を含む）の写しを添付）

7) 臨床経験記録(所定の様式) 細則第12条に示す経験症例の一覧

8) 申請料2万円を期日までに所定の口座へ振り込み、領収書の写し。

8. (専門医・指導医・小児がん認定外科医の更新猶予規程) 留学、出産・育児、病気、介護等により、専門医(第11条、第12条)、指導医(第15条)、小児がん認定外科医(第19条、第20条)の基準に該当しなかったため、専門医・指導医・認定外科医の資格を喪失したものが、その後の研修により同条の基準に該当するに至ったと専門医制度委員会が認めたときは、学会は当該者の資格喪失はなかったものとみなし、認定を更新することができる。ただし、資格喪失後2年までとし、2回連続しての資格喪失後の更新は認めない。尚、COVID-19感染対策により中止になった学会等を考慮して、2021年2月に更新予定者のうち、基準に達しなかった該当者は、1年間の更新猶予を認める。
9. (臨床経験:小児血液・がん専門医資格更新時経験症例の振替要件) 公的な中央診断業務等に専任従事していたため直近の5年間に20例の経験症例に達しなかった場合に認められる、振替可能な対象業務と振替条件は、以下の通り。
- ・対象業務;公的な中央診断業務。治療方針を決する重要な診断業務を診療経験に充当することができる。
 - ・振替条件;業務内容や診断数(例えば5年間150例など)の適格性については、専門医制度委員会で直接審議する。
10. (専門医研修施設現況報告) 専門医研修施設は毎年5月に規定された様式に従って専門医制度委員会に現況報告を行う。
11. (小児がん認定外科医資格喪失者の再申請) 付則8に示すような特段の理由なく、小児がん認定外科医(第19条、第20条)の基準に該当しなかったため、小児がん認定外科医の資格を喪失したものが、その後の研修により再申請時から直近過去5年間で細則第19条、第20条の基準に該当するに至ったときは、資格喪失期間に関わらず当該者は再認定申請を行うことができる。なお、小児がん認定外科医に再度新規申請を行うことは認められない。
12. 本細則は、平成27年2月6日より改正する。
13. 本細則は、平成28年1月27日より改正する。
14. 本細則は、平成28年2月29日より改正する。
15. 本細則は、平成28年6月25日より改正する。
16. 本細則は、平成28年12月14日より改正する。
17. 本細則は、平成29年10月8日より改正する。
18. 本細則は、令和3年7月31日より改正する。
19. 本細則は、令和6年1月7日より改正する。
20. 本細則は、令和6年11月11日より改正する。